

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

旅費支給規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下 JPPF という）理事・正会員および強化スタッフ委員会の決めた事業スタッフ、指定強化選手に対して支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(国際大会の派遣)

第2条 国際大会の派遣は、JPPF が定めた年度予定に従うものとする。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等）、宿泊費のことをいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ヤフーなどの、路線による金額を交通費とみなし、ガソリン代、高速代金などは交通費としては支給しない。飛行機を利用した場合は、半券がない場合は、鉄道に換算して交通費を支払うものとする。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、振込口座を JPPF にあらかじめ登録した者に対して行う。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

- 1 鉄道賃金の支払いは、片道50 k mを超えた場合のみとする。
- 2 片道100 k m以内の鉄道では、特急料金は支払わないものとする。
- 3 毎年ランキングを作成し、ランク別に交通費の支給額を決定するものとする。

(旅費の調整)

第7条 JPPF理事、監事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

- 2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、JPPF理事、監事がその都度、定める。

(変更)

第12条 この規程は、JPPF理事、監事の決議により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成26年1月1日から実施する。
2. 2014年10月30日付で名称を特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（J P P F）と改称する。